

監査公表第7号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成30年6月27日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 滝川 健司

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
建設部
土木課、用地開発課、都市計画課、鳳来総合支所地域課・作手総合支所地域課の建設部関係事務

第3 監査に当たった監査委員
近藤 隆、滝川健司

第4 監査の期間
平成30年1月31日～平成30年6月19日
(監査実施日 平成30年3月23日)

第5 監査の方法
平成29年度の監査実施計画に基づき上記部局に係る平成29年度に実施した事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程においてふれたところであるが、以下の項目を意見として発表する。
監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月をめどに通知されたい。

建設部

【土木課、鳳来総合支所地域課、作手総合支所地域課】

指摘事項

土地建物台帳（行政財産）借地台帳には関係書類も一緒に綴られていたので、台帳としての整理をされたい。また、鳳来・作手地区分についても一元管理できるように整備されたい。

意見

- 1 道路等管理において、管理瑕疵を起因とする損害賠償事案があった。広大な市域を考慮すると担当職員のパトロールには限界を感じるので、市民からの通報制度を活用するなどし、不具合箇所の早期発見、改修対応に努め、事故の未然防止を図られたい。
- 2 市道用地の登記関係において未登記のものがあつたので、未登記物件の解消に引き続き努められたい。
- 3 委託契約において年間を通し業務を複数回に分け実施するものの、最終回の業務完了後に委託料全額を支払うものがあつた。業務の実施確認が可能なものは、部分払等について検討されたい。

【用地開発課】

指摘事項

- 1 用地購入、物件補償等の交渉業務は、明確な説明が求められることから専門的な知識を必要とされている。担当職員のノウハウ、スキルの継承ができるようするため、マニュアル等を整備されたい。
- 2 物品管理簿について、4年前の分課以降の整理がされていなかった。新庁舎への移設に合わせ、物品管理の徹底を図られたい。

意見

- 1 市土地開発公社の通帳を管理しているが、2年間程取引していないものの、証明書の発行手数料により残高が減少している口座もあつたので、整理等の検討をされたい。
- 2 所管する市土地開発公社の保有地については、市の買戻しが遅れ処分が進んでいない状況にあつた。経営健全化計画等に留意の上、引き続き改善を図られたい。

【都市計画課、鳳来総合支所地域課、作手総合支所地域課】

指摘事項

- 1 物品管理簿には関係書類も一緒に綴られていたので、台帳としての整理をされたい。
- 2 文書ファイル用の個別フォルダーには、多量の文書で厚くなっているものがあった。文書の散逸等も懸念されるので改められたい。

意見

- 1 市営住宅使用料に収入未済が発生している。引き続き滞納の解消に努めるとともに、適切な処置を講じられたい。
- 2 旧市営芳ヶ入住宅跡地の処分等については、関係各課と調整の上、着実に進められたい。
- 3 市中心市街地にぎわいのまちづくり活動補助金については、定額助成により団体活動が実施されていた。対象事業は市中心市街地の景観整備、まちづくり活動等であり、その有効性は認められるものの、特定の地域に対して行われるものであることを考慮すると、他地域とのバランス、公平、公正といった観点からは疑問が生じる。今後は、助成期限を設けるなど、活動団体の自立を促すことも視野に検討等されたい。
- 4 野田城大橋付近河川敷公園用地については、野田城大橋建設の経緯から長期の地上権設定契約が結ばれていた。現利用は十分とは言い難いので、今後の利活用、契約のあり方等を含め検討等されたい。